

平成 年 月 日

保護者様

岡山県立岡山聾学校長

出席停止について

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。なお、出席停止の期間は、欠席扱いにならないため、治療に専念してください。

なお、病気がなおって登校するときは、医師が記入する「治癒証明書」(下記にあり)をもって登校し、担任まで提出していただくようお願いします。

※治癒証明書には、文書料の必要な場合があります。

◎ 学校において予防すべき感染症の種類

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（病原体の血清型が H5N1 及び H7N9 であるものをいう）
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、咽頭結膜熱（プール熱）、水痘、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症〔手足口病、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ肺炎、等〕

きりとりせん

治癒証明書

岡山県立岡山聾学校 学部 年 氏名

病 名： _____

出席停止期間： 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

上記疾病の治癒したことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名 _____ 印